

戦後地域社会における戦災者とその組織

—島根県邑智郡川本町を事例として—

小林 奈緒子*

キーワード・戦災者、戦後社会運動史、戦後史

はじめに

空襲等により被害を受けたいわゆる「戦災者」は、終戦後全国各地で自らの生活擁護のために国や自治体に対し、援護を要求していた。これまで歴史学研究において、戦災者が具体的にいかなる過程を経て運動を起こしたのか、その行為が地域社会に与えた影響等についてはあまり研究が進んでいない。

しかしながら、当時の日本社会の姿を社会運動史の観点からとらえようと考えた場合、当時の社会の底辺にいた人々、つまり戦災者など戦争犠牲者の実態をとらえることは欠かせない。

終戦後勃興した戦災者組織に関しては、共産党などの左派を中心とする戦災者生活擁護同盟と、近藤栄蔵が組織した戦災者同盟が全国各地に支部を持っていたことが分かっている。これらの勢力は早い時期

に他の社会運動や労働運動に吸収されていったため、従来の戦後社会運動史研究におけるこれら組織ないしは運動についての言及はあまり見られない。

例えば戦災者生活擁護同盟に関して、食糧闘争の文脈で語られることはあっても、その後これら組織が実際に地域社会にどのような受け止められ活動が広がりを見せたのか、もしくは他の運動に吸収されたのか、具体的には明らかにされていない。このため、戦災者の見せた運動や活動は、民主統一戦線研究の成果のなかで敗戦直後にみられた大衆運動と位置付けられ、その一形態であったとの評価に留まっている^①のが現状である。

一方で、地域社会の実態を見てみると、例えば長崎では一九四六年一二月に被爆地を中心に、原爆被害者によって長崎戦災者連盟が組織され、その活動の一部は現在に受け継がれている。同じ被爆地広島に

* 島根大学附属図書館

においても、広島戦災者同盟が結成され、その中心人物はその後被爆者運動の中心的役割を果たした。⁽³⁾ いずれも、これまで運動の経験もなかった「ふつうの住民」が集い、組織を作り、援護要求を訴えていたもので、そこには被爆体験が根底にあり、原爆被害者への追悼の念が彼ら突き動かしていた。

つまり、各種運動とは無縁の、「ふつうの住民」が組織に関わり活動を維持してきたように、従来の運動史研究の枠組では説明できない人々の姿が運動の主体として当時存在していたのである。⁽⁴⁾ このように、戦後の日本社会を素描する場合、人々の当時の実態とともに地域社会の構造をとらえることが重要であり、課題である。

新しい運動史研究の構築について、三輪泰史は上野輝将からの批判に対する反論の中で、『ふつうの労働者を主語とする』運動史、『没主体的な集団史としてではなく、生身の人間の苦闘・探求の過程としてとらえ』なおされた運動史の構築が必要⁽⁵⁾と述べている。

筆者も同様な視点を念頭に置きながら、先述した研究課題のもと、本稿では各地域の戦災者組織の実態や地域社会に与えた影響などを把握することで、戦後日本における戦災者組織の歴史的位置について、総体的な検討を試みたい。⁽⁶⁾ その際、島根県邑智郡川本町における事例を、川本町役場に保管されていた当時の町会議事録を中心に調査・分析を行い、地域における戦災者組織の実態と、同組織が地域社会に与えた影響について考察を試みる。また、分析の対象時期は、同組織が史料上確認できる一九四五年～一九五五年頃までとする。

第一章 川本町と戦災者組織

第一節 全国各地の戦災者を取り巻く状況

終戦前から食糧事情は悪化の一途をたどり、代用品でさえ事欠くのが常態化していた。戦況の悪化に伴い外地からの食糧輸入は途絶え、終戦後相次いだ風水害の発生により収穫高は減少した。例えば、当時食糧行政を担った食糧管理局が出した推計によると、昭和二〇年産米の生産高は、八月末時点で四、二七〇万石であり、需要を差し引くと一、八五二石（約二八〇万トン）の不足が予想されていたが、十月の風水害被害により四、二九七万石（約六五二万トン）へ下方修正され、三〇〇万トンの食糧輸入だけでは不足量を補えず、しかも同量の輸入さえ実現されていなかった。⁽⁷⁾ また、供出に対する農家の非協力的態度が顕著となり、政府は有効な手立てが打てないでいた。

全国戦災者同盟は、戦前の社会運動家である近藤栄蔵⁽⁸⁾が代表となり、一九四五年一月四日に結成した。対象としたのは「空襲のため家を失った所謂戦災者、着の身着のまま海外から追い返された所謂引揚者、戦線で家族の誰かを失った遺家族、傷病帰還兵士等々、一切の戦争被害者⁽⁹⁾」であり、広範で包括的な戦争犠牲者としていた。その結成式には、「中には遠く秋田、愛知、広島、熊本等の各地から上京した代表者⁽¹⁰⁾」もあった。結成時の要求をみると、建物の利用許可、生活必需品の即時配給、戦災者への無料診療などについて、行政窓口へ陳情を行っていた。⁽¹¹⁾ また支部の活動を見ると、例えば広島支部で

は、戦災者のための診療所を開設したり、戦災者の共同住宅の建設などに着手したりしていた。⁽¹³⁾一方、大阪でも一九四五年一月九日に戦災者有志によって日本戦災者同盟が結成されている。日本戦災者同盟では、具体的な活動として梅田阪急百貨店前で街頭募金を行ったり、各区に支部を設置し、戦災者の救護の適正を図ったりした。また、大阪駅前にバラックを建て本部を移転し、戦災者の法律無料相談所、物資購買所などを設けていた。⁽¹⁴⁾

このように、一九四五年末から翌年にかけて東京と大阪にそれぞれ戦災者同盟が存在していたが、これらが統一し、一九四六年六月九日、東京芝浦会館で全国の戦災者代表を集め、日本戦災者同盟全国連合会を結成した。⁽¹⁵⁾戦災者組織の全国的統一組織が誕生したのである。

その後、近藤は戦災復興院総裁の小林一三と相談し、自力更生を掲げた組織である財団法人全国戦災者事業団を同年五月結成し、本格的な救済事業を開始した。それらは、戦災者のための住宅建設や復興助成が最重要事業であった。⁽¹⁷⁾

近藤は戦災者同盟の全国組織化を進めつつ、一方では戦災者組織をもとに財団法人を結成している。日本戦災者同盟全国連合会はのち戦災者事業団に衣替えし、三〇年に解散した。⁽¹⁸⁾つまり、全国戦災者同盟の活動の一端として事業団の設立が先にあり、日本戦災者同盟全国連合会はその後事業団へと発展したと考えられる。そして事業団は、戦災者の復興に向けてしばらく活動を続けたが、事業団が軌道に乗った後、近藤によって社会福祉法人春陽会が設立され、一九五五年に解散した。

以上を見ると、全国戦災者同盟は戦災者をはじめ戦争犠牲者を

包括的に援護する組織であり、その活動が事業化された点を特徴として看取出来る。

一方、戦災者生活擁護同盟は、一九四五年一〇月二十八日に、松本健⁽²⁰⁾、難波英夫⁽²¹⁾、高野実⁽²²⁾らが主導で、加藤勘十を代表に設立、渋谷駅前で結成された。松本健二は佐和慶太郎⁽²³⁾と人民社を設立し、雑誌『人民』⁽²⁴⁾を発行している。左派は社会党や共産党が再結党するまで、人民社⁽²⁶⁾を軸として活動しており、松本健二や高野実はここを拠点に戦災者を組織した。

松本健二は、戦災者「勢力こそ、現在の時点での革命勢力である。彼らを組織し、彼らを決起させ、革命政府を樹立し、民主日本の主人公として登場させねばならぬ」という考えのもと、戦災者生活擁護同盟を組織した。

また、戦災者生活擁護同盟の活動時期として確認できるのは、一九四五年一〇月から一九四六年前半頃までで、この後、横浜市をはじめとし、新潟市、松山市、名古屋市、青森市、泉南市、福岡市、松戸市などでも同様の組織が結成されている。さらに『戦災者新聞』⁽²⁸⁾では他にも各地で下部組織が準備中であることを報じている。活動内容としては、新聞を発行し、都庁や区役所へ出向き、戦災者への物資の交渉を行っていた。その要求をみてみると、例えば名古屋戦災者生活擁護同盟では「隠匿物資の摘発、配給物資の監視、不正・不公平の摘発」など、東京・目黒区でも同様な要求が起り、戦災者の生活保障を求めた声を確認できる。

しかし活動自体が長く続かず、「一九四五年末には頭打ち」となっていた。⁽³⁰⁾理由として、松本健二は「戦災者を動員し、その要求で政府と

闘う行動を私は組織できなかった」と述べている⁽³¹⁾。戦災者を組織し、革命政府の樹立を企図していた松本健二の思惑とは違い、戦災者は「闘う行動」へと向かわなかった事が分かる。そしてその頃、松本健二も参加した食糧危機突破民主協議会が結成され、松本健二は戦災者生活擁護同盟での活動を足がかりとして、食糧民主協議会の中心となることで、食糧問題を闘争へ発展させていった。そして大衆運動として戦後初の食糧メーデーへと向かっていくのである。

以上のように、戦災者生活擁護同盟の本部は革命政府樹立のための勢力として組織化されたが、当の戦災者らは政治的闘争へはその活動が向かわず、組織自体は別の闘争へと継承され、ごく短命であった点に特徴がある。

このように、各組織の特徴をまとめると、当時戦災者を支えてきた組織には二つの流れがあり、一つは戦災者のための援護活動を事業化させたもの、一つは革命政府樹立のための勢力として組織化されたことがわかる。

第二節 島根県および川本町の当時の状況

以上が全国的な戦災者組織の流れであったが、一方地方ではどのような状況だったのであろうか。今回事例として取り上げるのは、島根県邑智郡川本町の戦災者組織であるため、考察に先立ち当時の島根県下と川本町の状況を概観しておく。

島根県は空襲を受けて被害は出ているものの、他都府県と比較しても軽微であった。これは一九四五年七月二八日に行われた浜田空襲と

呼ばれるものであるが、浜田市と玉湯村玉湯町（現松江市同町）が被害に遭っている。内藤正中著『島根県の歴史』（山川出版社、一九九三年、二〇〇頁）によれば、「玉湯町では飛行隊の二三名死亡、列車乗客一〇名死亡」とある。このように、空襲被害も比較的少なく、戦災者も少ないが、終戦後は他県から逃れてきた多数の戦災者や引揚者が流入してきた。

例えば、当時の新聞では、「援護のいる世帯多し」との見出しで、「戦災者一〇、七〇三（二、八二九）、外地引揚者七五、〇四六（二、六〇六）、離職者三、九三六（二、八八九）、復員軍人五四、九九一（一、九三〇）、未復員家族一五、九五〇（二、八六〇）、在外者留守家族二八、五八五（四、七九二）、傷痍軍人三、六一三（一、一五六）、一般生活困窮者三、七六六（二、五七七）島根地方世話部調べ」（括弧内は世帯数⁽³³⁾）とその数を報告している。戦災者の数値だけでも、島根県の空襲被害者数と比較すれば、圧倒的に流入者が多かった事が看取できるだろう。

ちなみに一九四七年当時のデータをみると、島根県は人口が八九四、二六七人、松江市は六二、一三六人、後に取り上げる邑智郡川本町では、邑智郡の総計が六四、四〇六人であったのに対し、川本町は一〇、〇六三人であった。一九四〇年のデータでは、県全体で七四〇、九四〇人、川本町で七、七五二人であったことを考えると、人口が急激に増加したことが読み取れる。この急激な人口増加の要因の一つが、戦災者・引揚者等の人々の流入であったことは推測できる。

以上のような島根県下においても、次第に自分らの力でこの難局を切り抜けようとする人々が集い、互助組織を結成していった。例えば、

一九四六年一月には、全国戦災者同盟県支部組織準備委員長・三條博（出雲市）による政府への保護請願を皮切りとして、邑智郡戦災者同盟（川本町）の活動、木次町生活擁護同盟の創立大会、島根県戦災者同盟結成、邑智郡井原村戦災者厚生同盟の活動などいくつかの戦災者組織が活動していた。これらをもみても、前章で取り上げた全国戦災者同盟系の組織と、戦災者生活擁護同盟系の組織がいずれも島根県内に存在していたと考えられる。

このように、本章では全国的に存在した二つの組織の特徴を指摘した。そして、地方での事例として島根県に注目するため、当時の島根県の状態を確認した。当時島根県に生まれた戦災者組織の中で、本稿では、邑智郡戦災者同盟に注目してみたい。

第二章 川本町の戦災者組織

第一節 邑智郡戦災者同盟とその活動

本章では、島根県邑智郡川本町の立地と産業構造を概観した上で、同町に起こった戦災者組織・邑智郡戦災者同盟についてその活動内容と組織の変遷について見ていくこととする。

邑智郡戦災者同盟が生まれた島根県邑智郡川本町は、島根県中部の山間地に位置し、江の川を中心に左右に町が展開している。江戸中期以来起こった砂鉄製錬と江の川の水運により栄え、川本はその中心となった。また、明治五年に郡役所が置かれ、川本は郡政の中心的地位

を得た。

町の産業構造を見てみると第一次産業は農業、とりわけ米の生産が主であり、次いで養蚕業であった。農業を営む農家は、一九五〇年にはその総数が一、三五一戸、うち専業農家は三四〇戸で、残り一、〇一戸（全体の約七五％）は兼業農家であった。また、当時の米の収穫高は一九四七年には一、四四〇トン（作付面積四五八ヘクタール）、一九五〇年には一、二四六トンであった。

養蚕業は、米に次ぐ重要な第二産業であり、飼料の桑が耐水性に強く、江の川の水害地にもその栽培は安定していた。一九五三年では、川本町は農家戸数一、一九三に対し、養蚕戸数は一八九、桑園面積は三五・五ヘクタール、収繭量は二二・〇トンであった。古くから楮が産地で、この地の特産品となっている。

邑智郡戦災者同盟の正確な結成日時は不明であるが、一九四六年三月中旬には、見返り物資材木五千石の供出や、軍衣服襦袢など一〇〇〇着の修理受注、また郡特産の楮を利用して下駄の鼻緒、畳糸の製造に乗り出していた。同年六月には、同町弓市六区常会長、同自由労働組合、在町各官公衙の有志や木材会社等の間で消費組合の結成を協議している。

邑智郡戦災者同盟に関して、当時の史料より組織の特徴について、三つの点が指摘できる。

まず第一に、活動の事業化である。四ヶ月後の一月に「川本町で役員会を開き、すでに蓄財を使ひ果して配給品の要求にさえ困る戦災者の厚生問題や越冬対策を協議した結果、厚生対策としては資本金二百万圓で各町村に民生産業組合を作り、戦災者の手によつて産業を起

しその利益で生活苦を切抜けることにし⁽⁴⁴⁾た。これは、単なる物資の共同購入といった事業だけでなく、産業組合を作ることで産業を興し、職を確保することで生活の基盤が確保できる厚生対策を、自分たちの手によって確立しようとする活動へと発展したものである。

特徴の二点目として、川本町を中心とした郡内の戦災者組織の構成に注目したい。例えば、同郡内では井原村にも同様の戦災者組織、邑智郡井原村戦災者厚生同盟が結成され、活動していた。ここでは、「戦災者、外地引揚者、戦死者遺族、傷痍者その他一般生活困窮者が一番困っている食生活に温かい援護の手を」差しのべ、資金を投じて共同作業場を作り、野草その他を利用して美味しい代用食を村内八〇名の気の毒な人々に配るといった活動や、同村の厚生協会と歩調を合わせて、現在の保育園を拡張して戦災者の子弟五〇名を収容する計画を立てている⁽⁴⁵⁾。

また、当時の新聞によると、

川本町では、二十四日から和傘工場を八幡宮下鍛冶屋に月□千本を目標に設けるほか□炭洋裁の職場工場を、阿須那村には和紙製造工場を、口羽村には竹工品工場を、君谷村には□工とワラ工品工場、井原には木工と野鍛冶工場、谷住郷村に搾油工場を作り、引続き各村にも各産業と睨み合わせて採算のとれる工場を作ることにした⁽⁴⁶⁾。

とあり、民生産業組合は川本町のみならず、邑智郡内の各町村に民生産業組合を作り、活動することになっていた。おそらく、郡内各町村に各々戦災者同盟（あるいは戦災者厚生同盟）が元々組織化されていたのであろうと考えられる。

実際、一九四六年二月一日結成の邑智郡民生産業組合連合会は、邑智郡戦災者更生同盟が世話役となっており、結成式は川本町更生同盟で行う旨の記事が確認できる⁽⁴⁷⁾。つまり、末端に各町村の更生同盟があり、これらを邑智郡の更生同盟が束ね、これらが民生産業組合へと継承・発展したと考えられる。

第三に指摘したいのは、組織の目的とその活動対象が拡充していることである。当初、「戦災者の手によって」戦災者の厚生問題等に対して活動を行っていたが、邑智郡民生産業組合連合会の段階になると、活動の目的は「戦災、引揚、復員、失業、戦死者遺族の更生事業」とその対象も拡充されている⁽⁴⁸⁾。戦災者だけではなく、その他戦争犠牲者全般の更生に乗り出している点は、同組織の性格を特徴づける上で注目すべきであろう。この特徴は、全国組織である全国戦災者同盟と同様であることがわかる。

第二節 邑智郡民生産業組合とその活動

本節では、邑智郡民生産業組合（以下、民生産業組合と略記）の実際の活動内容について見ていくこととする。

民生産業組合は、元満州コンクリート会社の重役であった宮井一郎が中心となり、組合員一〇〇余名で結成された。組合は、戦災者をはじめ、引揚者、復員者、戦争未亡人などの戦争犠牲者で構成されていた。組合設立にあたり、固定資本は各人が生業資金や生活保護法による補助金などから五、〇〇〇円を出資し合い、組合長以下従業員全員が資本主となっている。その他国庫補助や町内有志の寄付金等で六九

九、六〇〇円、流動資金など合わせて百万円の資本で和傘部、木工部、木竹工芸部、衣料更生（洋裁）部などを設け、運営していた⁴⁹。また、一九四七年一月当時には精米精変部や、四〇名の児童を有する託児所も存在していたようである⁵⁰。

また、同組織で第一に注目したいのは、宮井が主張する経営方針である。

我等百余名の組合員はいずれも戦争犠牲者だ、これによって血でつながる兄弟だ、兄弟愛による組合であることが他の事業団体と異なるところで、我々は働くことが組合を強化し自分の利益となるところを考へねばなりません⁵¹。

と取材に対し述べている。つまり、「戦争犠牲者」というひとつのアイデンティティが組合員の根底にあり、これが民生組合を特徴付けているのである。

また、二つ目の特徴として、資金面に注目したい。民生産業組合は、一九四七年頃からすでに川本町から援助を受けており、昭和二十二年度川本町第二回追加更正予算では正式に町費から予算が組まれ、執行されていた。『昭和二十二年度町公会議録⁵²』によると、同年八月二十九日の町議会定例会において、第二回追加更正予算の歳入出が一、九六〇、二一九円で決定された。このうち、民生産業組合保護施設を創設するために、五九七、二六八円が計上されている。この額は、歳出全体の三三・六％にあたり、歳出における厚生費八七二、九六〇円に占める割合は七四・二％となっている。厚生費は、歳出の四四・五％を占めていることから、民生産業組合保護施設創設に関する項目が、第二回追加更正予算における重点施策であったことがわかる。

このように、川本町にとっても、戦災者・引揚者などの戦争犠牲者への厚生対策は、民間の組織に追加予算で町費を投じるほど、喫緊の課題であったといえる。

以上のように本章では、邑智郡戦災者組織の特徴を三点指摘した。すなわち、一、活動の事業化、二、川本町を中心とした郡内の戦災者組織の構成、三、組織の目的とその活動対象の拡充である。これらは、前章で特徴を指摘した全国戦災者同盟の特徴と共通していた。さらに、その後誕生した邑智郡民生産業組合では二つの特徴を指摘した。すなわち、民生組合を特徴付ける「戦争犠牲者」としてのアイデンティティと、同組織への町からの資金援助からうかがえる、戦争犠牲者の厚生問題であった。

第三章 川本町営共同作業所とその活動

第一節 民生組合から町営共同作業所へ

前章で述べたように、川本町民生産業組合は戦争犠牲者によって経営され、町政にも影響を与えていた。この民生産業組合だが、一九四九年になると、労働省所管公共事業共同作業実施要綱に基づき新たに川本町営共同作業施設として町が直接経営することになった。経営の主体が町になったのである。同年の町会決議録によれば、理由として、

一、社会情勢を推察したところ、相当数の失業者が出るため、その救済のため。

二、組合の事業実態により、国庫の助成金が減少し、経営上支障あり。共同作業施設事業に移行することで、国庫助成金が相当額交付され、事業が円滑になるため。

三、資材が統制されており、もし共同作業施設にすれば、事業用の特別配給が可能となるため、事業経営上有利になるため。

四、共同作業施設事業は、委託経営も可能で、経営主体は町とする、の四点を挙げている。⁵³⁾

当時の国の援護施策をみてみると、空襲など被害にあった場合、一九四二年に制定された戦時災害保護法により、応急措置の救助や生活援護、給与金の支給などが定められ、適用されていた。しかし、終戦後の混乱した状況下においてはこれらの施策も十分ではなく、一九四五年一月一日閣議決定し、翌年四月から実施された「生活困窮者緊急生活援護要項」も、従来の慈悲的な施策の継承であった。一方、GHQが国に対し救済・福祉関係の計画案の提示を求め、一九四六年二月二七日付けで「救済福祉に関する覚書」に三つの基本原則、すなわち「無差別平等」「国家責任」「公私分離」の原則を条件として付して同意する覚書が出された。これが戦後における国家社会福祉行政の基礎の一つであった。これを受けて一九四六年八月に施行、同年一月一日実施されたのが「旧生活保護法」である。⁵⁴⁾

この旧生活保護法が制定されて以後は、戦災者など戦争犠牲者をはじめ、その他一般の生活困難者も一括して同法の適用を受けることになった。しかし、この旧生活保護法は制限があり、生活困窮に至った原因によって保護の有無を定めていたという制度上の欠格条項があった。このため、一九五〇年に現在の生活保護法へ改正され、全て国民

は無差別に保護を得られることとなった。⁵⁵⁾

一方、旧生活保護法によって失われたものもあった。戦災者はこれまで戦時災害保護法によって得られていた国の補償が無くなり、一般的な生活保護制度に吸収されてしまったのである。戦時災害保護法は恩賞の意味合いもあったため、その評価には留意すべきであるものの、それでも数々の補償が国の責任によって認められている点は大きかった。

このような社会的背景のなか、川本町でも、彼らの生活保障のためが一番良いと考えられた方策が、経営の町営化であった。

第二節 川本町共同作業所の運営

以上のような諸事情のもとで町営化した川本町共同作業所が、実際にどのような事業を行っていたのかを見ていく。

川本町共同作業所では、民生産業組合の時と変わらず、和傘部、洋裁部、竹工部、木工部など各部署を設けて羽子板、カマボコ板、傘柄竹、絵入り雨傘、芋焼き器、勉強机、屏風といった商品を製作・販売していた。これらは、松江市厚生会販売部や、同市商工会議所、産業貿易館、他出雲や浜田、大阪、温泉津、江津、九州などへ販売されていた。

一九四八年の同所の「歳入歳出決算書」⁵⁶⁾を見てみると、実際の経営はかなり厳しく、一番収入があった木工部二二三、一二七円三六銭で、これは予算書で想定した収入金額一七七、五二〇円の約七〇%の達成率（達成率＝実績値÷目標値で計算）であった。また、洋裁部では八

二、八五二円二〇銭の収入で目標の約六〇%、竹工部では四六、〇〇〇円で同様に五一%の達成にとどまり、和傘部に至っては収入二、五四八円で、これは目標の〇・七%と、ほとんど達成できていなかった。総じて企業としての実際の収入は目標値の三六%にとどまっていた。

予算作成時には一番収入を見込んでいた和傘の収入がほとんどなく、町は結果として負債が一、一三五、六、二六八円二九銭と二五〇、〇〇〇円の増額となり、予算に対し二二八%の増加となった。町債のなかで、町が最も負担しているのは民生産業組合への負債六三七、一四五円二九銭となり、町債の五三・八%を占める結果となっている。

ところが、一九四九年度の共同作業所の予算では、一九四八年度の収入がほとんどなかったにもかかわらず、和傘の収入を一、三五〇、〇〇〇円と最も多く想定している。この予算についての経緯を示す史料がなく不明であるが、この和傘の収益をめぐる問題が後々同所の経営に大きな打撃を与えることとなる。

一九五一年二月六日の町議会では、共同作業所をどうするかで、混乱が起きていた。ある宗教団体への和傘(特殊傘)の売掛金が未回収のままとなっており、民生産業組合の負債が問題となっていた。

町では、当初、町の負担がこのまま増大するのを避けるため、共同作業所の経営を投げ出して整理する方向だったが、町長が出県して、民生部長や係官に状況を説明し協議した結果、「何とか残したい」と判断することとなった。これには、県からの「補助金はいずれも資産を処分して、保育園やその他更生施設等に使えば、創設費補助四〇万円は戻さなくてもすむ」との回答を得たことや、県下の授産施設が三三三カ所から諸事情により八カ所へと減少してしまい、「やめたら再興出来

ない」ため、何とか続けてほしいとの県側の意向が協議の中で示されたことが大きく作用していた。⁽⁵⁷⁾

また、この頃になると、町は共同作業所と更に授産場も運営していた。授産場については、一九四七年三月三日に「川本授産場」という名称で認可を得ている。これは、県内の授産施設の中で最も早い設置であった。⁽⁵⁸⁾

当時、授産事業が旧生活保護法という画期的な立法措置によって、関係社会施設として公的扶助の対象となつて以来、経済更生を主目的とする授産場が多数出現した。特に生産用原材料と価格がすべて統制となり、授産場は生産財が公定価格で比較的容易に入手できたため、一段とこの授産事業の急増を促す要因となつた。⁽⁵⁹⁾ また、設置自治体にとっては、諸税の免除や特に旧生活保護法による授産施設に対する設置費の補助や事務費補助など、ある種特典が得られる構造となつていた。⁽⁶⁰⁾

同月一九日の町議会では、こうした経営事情があるにもかかわらず、両者の「運営はうまくいっている」と説明する町長に対し、議長は「元々これを町営にするのは補助を受けるためであつて当初から町には絶対に迷惑をかけないと言っているので引きこまれたのである。いまさらやれないからと言って町営なるがゆえに町へ持つといった甘いことを言つては町民に対してすまない」、「だいたい公約が町には絶対に迷惑をかけないと補助を受けるために名義だけを出してくれというのでやったことで、実質が町営でない」と、町側の考えに否定的であった。

また、この議論の中で、共同作業所一本で運営していた頃の借金が

相当であったよだとの議員の発言や、共同作業所内の製材部に属することでの自分の製材所を共同作業所としていた木村多六が、製材所を引かせてほしいと要望する⁽⁶²⁾など、共同作業所はいくつもの課題を抱えていたことがわかる。

その結果、同年四月一日より授産場は名実共完全な町営とし、一切の事務は役場内で行うこととなり、他方、共同作業所は町営から切り離され、民生産業組合の経営に再び戻されることとなったのである⁽⁶³⁾。

第三節 その後の授産事業

前節で述べたように、一九五一年四月一日に授産場は完全な町営となった。授産場運営については、四月四日の町議会において、町長が「民生産業へ委託経営の形でやらしたのであるが当初これを町営に移行すれば補助金が貰えると町へは絶対迷惑をかけない」と誓約の基に発足したのであるが途中国の補助が打ち切りになった⁽⁶⁴⁾と経緯を説明している。また、同様に事業の失敗の要因として、特殊傘の六〇万の負債を挙げている⁽⁶⁵⁾。

そして傘工場は民生産業と切り離して町が経営することとなった。これは、傘工場が戦災者など戦争犠牲者の授産場となっており、毎月国から一〇、八〇〇円の補助金が出ていることと、授産場が閉鎖になった場合労働者の生活扶助を町が負担しなければならなくなるためであった。事業の運営に関しては、助役がその主任者となることで、経営の責任を明確にした⁽⁶⁷⁾。このような町の努力にもかかわらず、町営授産場は一九五二年五月末をもって、閉鎖のやむなきに至る。当時の状況に

ついて、一九五二年六月一六日に町役場において開催された川本町議会全員協議会の席上で、当時の状況について報告されている。

一、町営授産場は近時事業不振に併せて就労適格者も減員の状況になりたるをもつてこのまま事業を継続する事不可能なる状況なりに鑑み、昭和二七年五月末日限りを以て一応中止の運びを取り、整理事務について最善の策を考究の必要在り。

当時、統制経済から自由経済へと移行してからは、先述した数々の特典をもつてしても、小規模な上に低効率、経営の不合理などのため、時代に即応できず事業不振に陥り、授産場閉鎖に立ち至ったものが多数あった⁽⁶⁸⁾。

また同時に、在庫高一四五、八五〇円も報告され、この整理方法について「傘の洋製品を製品化して」整理する案や、「在庫品を現在の見積価格より二割差し引いて処分」する案などが提示されたものの、これらが実行されたかは史料で確認できないため、不明である。しかし、翌年四月一日は、授産場資産の一部を処分し、運営費としての借入金返済に充当することが議決されている。これは、傘工場や木工部の宅地・建物、機具、洋裁の部のマシンなどであった。

そして、共同作業所をその後も運営していた川本町民生産業組合は、債務を抱えたまま解散し、従事していた組合員一三二名の更生資金四〇〇、〇〇〇円については、町がその補償をなすことになった⁽⁶⁹⁾。まさに、町が懸念していたような事態となったのである。

以上見てきたように、川本町の事例は、戦災者組織が地域社会の抱える諸問題を解消し、地域の戦後の復興へとつながったものの、様々な要因によってやがて活動が困難となり、逆に地域の負担となつてし

まったことを示している。しかしながら、戦後の川本町の失業者対策や社会福祉事業を支え、地域社会の復興に寄与した。また、組織の運営の変遷については、町営化された点と、さらに一旦町営化されたものが再度手放されたという点において、川本独自の発展を遂げた戦災者組織であったと考えられる。

おわりに

本稿では川本町の事例をみてみたが、当時全国に組織されていた全国戦災者同盟との接点については確認できなかった。これは、組織自体の史料の存在が現在の所確認できなかったという制約があったためであるが、川本町役場文書から、自治体、町議会、そして組織の当事者の思惑や当時の状況が描けたと考える。全国組織との連帯の可能性や接点については、今後の課題としたい。

川本町の事例は、戦災者組織が地域社会の抱える問題を解消し、地域の戦後の復興へとつながったものの、様々な要因によってやがて活動が困難となり、逆に地域の負担となってしまうことを示している。しかしながら、当時の地域社会に不足していた失業者対策や社会福祉事業を支え、地域社会の人々の復興に寄与したであろうことは間違いない。そして組織の人々の根底にあったものは、戦争体験を抱えながら戦後を生き抜こうとした、戦争犠牲者としてのアイデンティティであった。

また、民間人が組織した会が町営化に至った本事例はあまり他に例がない。行政の首長が顧問となった事例はその一例であるが、名誉職

扱いでのことであり、会の町営あるいは市営という形ではなく、あくまで運営は民間であった。さらに他地域の事例を発掘する必要があるが、組織の運営の変遷については、町営化された点と、さらに一旦町営化されたものが再度手放されたという点において、川本独自の発展を遂げた戦災者組織であったと考えられ、ここに川本町の戦災者組織の独自性があると考ええる。このように、当時の戦災者が様々な施策や社会状況に苦闘し、時宜にあった形で組織化し、生活を守り抜こうとした姿をみることによって、彼らの生きることへの探求の過程が分かる。そしてそれは、戦後の日本社会を考える上で重要な要素であることを強調したい。

最後に、戦災者はこれまで戦時災害保護法によって得られていた国の補償がなくなり、一般的な生活保護制度に吸収されてしまった。戦災者が現在でも国家補償を求めて要求運動を続けているのは、この点が未解決のまま戦災者が置き去りにされているためである⁽¹⁰⁾。彼らにとって、戦後はまだ終わっていない。この運動の意味を考える上でも、戦災者への歴史的アプローチは有効であろうし、不可欠である。

〔付記〕

本稿は、二〇〇九年～二〇一二年に助成を受けた住友生命の「未来を築く子育てプロジェクト・女性研究者支援」の研究成果の一部である。

また、川本町調査においては、同町役場政策推進課・笠岡孝二氏に史料調査・閲覧に際して協力を得た。そして島根大学法文学部の竹永

三男教授には、本稿執筆に際してもお世話になった。記して御礼申し上げます。

〔注〕

- (1) 梅田欽治「第一章 戦後社会運動の出発」(五十嵐仁編『戦後革新勢力』の源流) 大月書店、二〇〇七年)、三一―四〇ページ。
- (2) 例えば、栗木安延「戦後食糧危機に関する考察―占領期改革の基礎過程―」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』一九八五年)、広川禎秀「Ⅵ大衆運動と民衆」(歴史学研究会編『日本同時代史―敗戦と占領』青木書店、一九九〇年) など。
- (3) 小林奈緒子「長崎被爆者運動と戦災者組織―日本の戦争責任資料センター『戦争責任研究』七四号、二〇一一年)。
- (4) 前掲拙稿、五七ページ。
- (5) 三輪泰史「日本労働運動史研究の現在を考えるⅡ」(『歴史評論』No.七三七、二〇一一年) 八〇―九ページ。
- (6) このため筆者は、全国各地の地方紙を調査し、戦災者組織の網羅的把握をすべく、昨年度までに北海道、青森、新潟、東京、横浜、京都、大阪、愛媛、島根、福岡などの各都道府県について新聞史料の調査を行った。他県についても調査し、それぞれ分析を進めているところである。これら地域では先述した戦災者組織が存在した事が確認されており、今後自治体の史料等と併せて分析を行うことで、各地域の当時の社会構造とともに戦災者組織の実態を把握出来る。
- (7) 小田義幸『戦後食糧行政の起源・戦中・戦後の食糧危機をめぐる政治と行政』一二八―九ページ。
- (8) 近藤栄蔵は社会運動家であり、一九一七年に再度渡米中、片山潜に会い社会主義運動に入った。米騒動ののち帰国し、一九二二年上海で開かれたコミンテルン極東委員会に日本代表として出席したが、帰路下関で遊興中検挙された。同年暁民共産党を結成し委員長に就任した。一九二二年に日本共産党創立に参したが、一九二三年第一次共産党事件の直前にソ連へ亡命した。一九二六年には帰国し、日本共産党から離れ一九二八年に日本労働党に参加した。次第に国家社会主義運動へと傾き、一九三二年新日本国民同盟の結成に加わった。敗戦後、戦災者や身体障害者救済などの社会福祉事業に取り組んだ。
- (9) 近藤栄蔵「日本社会再編成の一要件」(『建民』一九四七年一〇月一五日、国立国会図書館憲政資料室プランゲ文庫所収)
- (10) 「全国の戦災者三百ノ官邸へ座り込みノ目指す首相は週末旅行」(『朝日新聞』一九四五年一月六日)
- (11) 当時の新聞によると、
 - 一、家無き戦災者に対し政府は軍・官製建物及び寺院・其の他居住可能な建物の利用を戦災者に許すこと、
 - 二、政府及び自治体の民営に関わる衣料品其他生活必需物資の即配給が随所に行われ、一般戦災者に配布せらるべき物品が中途に姿を消すが如き横奪を取締り配給の正義化を行ふこと、
 - 三、食料品の大量隠匿を虱潰しに捜査没収して之を一般配給に入れること、

四、米三合配給の即時断行、
五、病める戦災者の無料診療、

という内容だった。「戦災者同盟五要求提出」『読売新聞』一九四五年一月六日)

(12) 平沼敬「炎の系譜・立ち上がる人々」(中国新聞社編『炎の日から二十年―広島の記事二』未来社、一九六六年、八―一―ページ)。なお初出は『中国新聞』一九六五年七月八日。広島では一九四五年二月七日に広島市己斐町花市場前の己斐劇場で結成式が開かれ、仁井田教一・下津宇多夫・溝口年男が委員となった。

三人は東京・大阪にいち早く生まれた戦災者同盟にヒントを得て、一九四五年一〇月頃結成を話し合ったという。配給の斡旋、住宅の建設が行われ、近藤の推薦した医者が戦災者同盟観音診療所を開設し戦災者の治療に従事している。しかし発足一年目ぐらいから運動の進め方に対し同盟員内部で意見が対立。「地区別に組織を作り、連絡を取り合って運動を進めよう」とする溝口の主張は入れられず、このため「被爆者を組織し、生活の要求から平和の要求へと運動を発展させていくチャンスが失われ」た。一九四八年頃までは実質的な活動が行われているものの、被爆者を組織化するという所まで到達しなかった。

(13) 当時の戦災者運動について紹介した『日本労農通信』(『日本の労農通信』第二号、一九四六年一月六日。日本労農通信刊行会編『日本労農通信・上』群出版一九八五年に所収)によれば、「近藤栄蔵氏率ひるものは、少数グループの同志的活動の方式をとつて戦災者生活擁護同盟との行方とは対象的關係をなし、演説会闘争

に終始して肝腎の組織活動は等閑に附されい^(マツ)はは選挙目あての運動といふ感が深い」と説明されている。

(14) 「愈よ実践へ、戦災者同盟起つ」(『毎日新聞／大阪版』一九四五年一月一七日)。各町連合会長に戦災者名簿の作成を依頼し調査している。

(15) 「戦災者同盟が団結／戦災者の組織はいままで大阪の日本戦災者同盟、東京の全国戦災者同盟の二つに分れていたが、これを全国的に統一して政治運動にまで発展させようと相談が出来たので、地域的な戦災者団体十三、外地引揚者団体十二をはじめ生活擁護同盟、その他広島戦争被害者団体も糾合」とある。(『朝日新聞』一九四六年六月七日)

(16) 近藤栄蔵「全国戦災者事業団の沿革」(近藤栄蔵文庫、同志社大学人文社会科学研究所蔵)。

(17) 近藤栄蔵文庫にある全国戦災者寄付行為の文中には、事業内容が左のように明記されていた。

財団法人全国戦災者事業団寄付行為

第一章 総則

第一条 本法人ハ財団法人全国戦災者事業団ト称ス

第二章 目的

第二条 本法人ハ戦災者ヲ地域ニ依リ又ハ各種事業別ニ組織シ以テ自力的ニ各自生活ノ保障ヲ得セシムルト共ニ国家ノ再建ニ意識的積極的ニ参加セシムルヲ目的トス

第三条 前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、戦災者住宅並ニ各種作業場ノ建設

二、戦災者住宅並ニ作業上ノ経営管理

三、諸種戦災復興事業ニ対スル技術並ニ労力配給

四、戦災需要物資ノ獲得配給

五、戦災者生活品ノ販売

六、戦災者ノ医療其ノ他厚生施設

七、其ノ他本団ノ目的達成ニ必要ナル事業

第三章 事務所

第四条 本法人ハ事務所ヲ東京都千代田区有楽町二丁目四番地

ニ置キ必要ニ応ジ支部事務所ヲ全国戦災地区に置ク

第四章 資産及会計

(以下省略。文中の傍線は筆者による)

近藤栄蔵文庫、同志社大学人文社会科学研究所蔵。

(18) 平沼敬「炎の系譜・立ち上がる人々」前掲書、一〇ページ。

(19) 近藤ふく「二、三の思い出」(同志社大学人文社会科学研究所編

『近藤栄蔵自伝』ひえい書房、一九七〇年、四五六―七ページ)

「全国戦災者事業団」も軌道に乗り、何か社会事業をとの意見に、

昭和二八年二月に「社会福祉法人春陽会」を組織し、初めは傷痍

軍人を収容するつもりが、マッカーサー指令で傷痍軍人という呼

称が悪いとの指示のため、一般身体障害者の宿泊所とした」とあ

る。

(20) 松本健二は労働運動家であり、報知新聞記者から左翼運動に入っ

た。戦後、人民社を設立し、食糧民主協議会書記長や労働党事務

局長などを歴任したのち、日本共産党統一戦線部、大衆運動部、

市民部に在籍した。

(21) 難波英夫は社会運動家で、戦前、労働農民党中央委員として活動

した。一九二八年に日本共産党に入党し、3・一五事件を免れ、

ソ連でモップル(国際赤色救援会)本部で保護され、モップル研

究にたざさわる。帰国後、共産党において救援運動の仕事を担当

した。戦後、戦災者生活擁護同盟書記として活動中、解放犠牲者

救援会の再建に参加した。

(22) 高野実は労働運動家で、元総評事務局長である。労働派系労働運

動家として活躍するが、人民戦線事件で検挙された。戦後、日本

労働組合総同盟総主事となる。一九五一年に総評事務局長となり、

総評の左旋回を主導した。

(23) 加藤勘十は社会主義運動家、政治家である。戦前から社会運動に

関わり、敗戦後は日本社会党の創立に参加した。党内では共産党

に近い左派として大衆行動の先頭に立ったが、一九四七年鈴木茂

三郎と連名で、共産党との絶縁声明を出した。芦田内閣の労相に

就任している。

(24) 佐和慶太郎は報知新聞社に勤め、松本健二らと全協日本出版労組

報知分会を結成するが、検挙され、報知新聞を解雇される。のち

全協日本出版東京支部のオルグ、本部機関紙部員など歴任した。

一九三三年には全協をやめ、関東消費組合連盟の常任となる。一

九四五年二月に日本共産党に入党し、秘密黨員として党中央に

直属した。人民社は一九四五年九月に設立したが、一九五一年に

倒産した。一九六一年には党内論争で春日庄次郎らに与して社会

主義革新運動に参加した結果、日本共産党を除名される。

(25) そもそも松本健二や佐和慶太郎は日本共産党の党员ではなかった

が、戦時中左翼運動から転向したという負い目があった。そのため、敗戦後は左翼勢力に寄与できるような仕事を命がけてやろう、と相談していた。佐和が出版に関係していたこともあり、国民世論の形成に大きな影響力を持つと考えた新聞や雑誌の発刊をすることで、左翼運動に貢献しようと考えた（「産別会議研究会ヒアリング・佐和慶太郎氏に聞く（一）」（五）」（『大原社会問題研究所雑誌』No.三七八〜三八三、一九九〇年）。また松本健二も「當時左派系の人物が集って、人民社に様々な組織が入りしていた」（松本健二「三・人民社―敗戦初期の活動」（『戦後日本革命の内幕』亜紀書房、一九七三年、三七〜四四ページ）と述べている。

(26) 佐和慶太郎は、人民社には「主導的に共産党の再建を図るとか、左翼勢力の統一をはかるというような大それた考えは毛頭なかった」（松本前掲書、四四ページ）と述べている。

(27) 松本前掲書、四五ページ。

(28) 松本健二主筆。創刊号のみ確認可能。国立国会図書館憲政資料室、プランゲ文庫所収。松本の手による各地の戦災者同盟の活動が詳細に紹介されている。

(29) 『戦災者新聞』一九四五年一月（国立国会図書館プランゲ文庫所収）によれば、「一、見返り物資の増産、食糧輸入の確保、／一、町会役員の選挙側による民主的町会の確立、／一、農村必需物資を増産し農村へ送れ、／一、主食、生鮮食料品の配給管理は市民の手で、／一、食糧配給から一切の不正を根絶、／一、食糧横奪者警察官、不正業者の一掃と厳重処罰」を要求した、とある。

(30) 松本前掲書、四七ページ。

(31) 松本前掲書、四七ページ。

(32) 松本前掲書、四七〜八ページ。

(33) 『島根新聞』、一九四六年七月二六日。

(34) 島根大学法文学部山陰研究センターHP内の、山陰研究センター・データベース【統計】島根県市町村別人口データより引用。
<http://albatross.soc.shimane-u.ac.jp/src/database/data/data.html>

(35) 『島根新聞』、一九四六年一月八日。

(36) 『島根新聞』、一九四六年三月二〇日。

(37) 『島根新聞』、一九四六年七月一三日。「木次町生活擁護同盟は十日国民学校で町民大会を開き、遺族と未復員家族、一般勤労者中心の生活困窮者の救護、同盟員相互の生活必需物資確保と無料健康診断等の施設を申し合わせ、委員長に加藤一郎氏を推し、委員若干名を選任した」とある。

(38) 島根新聞、一九四六年七月一九日。「戦災者同士で相互援助や自力更生を図るため島根県戦災者同盟がこのほど結成された、事業として職業または内職の斡旋、住宅の周旋、日用必需品の共同購入等を行う。戦災者で同盟へ加入したい場合は、松江市役所内の事務所へ申し込まれたい」とある。

(39) 『島根新聞』、一九四六年八月三日。

(40) 山本熊太郎ほか『川本町誌・地誌篇』川本町、一九六九年。八四〜五ページ。

(41) 前掲書、九四ページ。

(42) 『島根新聞』、一九四六年三月二〇日。

- (43) 『島根新聞』、一九四六年六月二七日。
- (44) 「更生の途切ひらく／戦災者で民生産業組合作る」(『島根新聞』一九四六年一月二五日)。
- (45) 『島根新聞』、一九四六年八月三日。
- (46) 『島根新聞』一九四六年一月二五日。
- (47) 『島根新聞』、一九四六年二月六日。
- (48) 「邑智郡民生産業組合連合生る」(『島根新聞』、一九四六年二月六日)。
- (49) 『島根新聞』、一九四七年一月二〇日および二四日。
- (50) 島根県引揚同胞更生会『更生通信』第四号(国立国会図書館憲政資料室プランゲ文庫所収)、一九四七年一月一日。
- (51) 『島根新聞』、一九四七年一月二四日。
- (52) 川本町役場所蔵。史料は一九五〇年のものなど、一部水損で利用できない状況ではあるものの、明治期から現在までの町会ないしは町議会議事録を一覧できる。
- (53) 「議題一号 昭和二四年一月一九日 労働省所管公共事業共同作業施設実施の件」(『昭和二四年町会決議録』川本町、一九四九年)。
- (54) 島根県社会福祉協議会編『島根県社会福祉史』島根県、一九八六年、三二九―三三〇ページ。
- (55) 前掲書、三三〇ページ。
- (56) 「川本町共同作業所歳入歳出決算書 歳入の部」(『昭和二四年町会決議録』川本町、一九四九年)による。
- (57) 「昭和二六年二月六日会議録」による(『昭和二六年町議会会議録』川本町役場)。
- (58) 『島根県社会福祉史』島根県、一九八六年、三三六ページ。
- (59) 『島根県社会福祉史』島根県、一九八六年、三三四ページ。
- (60) 前掲書、三三四ページ。
- (61) 「昭和二六年二月九日会議録」による(『昭和二六年町議会会議録』川本町役場)。
- (62) 前掲史料。
- (63) 「昭和二六年二月一九日 授産場並に共同作業所の運営方針について」による(『昭和二六年決議録(全)』川本町議会事務局)。
- (64) 「昭和二六年四月四日 議題二四号授産場の運営方針について」(『昭和二六年町議会会議録』川本町役場)。
- (65) 前掲史料。
- (66) 前掲史料。
- (67) 「昭和二六年五月二六日議題三十三号 授産場運営について」による(『昭和二六年町議会会議録』川本町役場)。
- (68) 島根県社会福祉協議会編『島根県社会福祉史』川本町、一九八六年、三三四―三三五ページ。
- (69) 「議題三七号 昭和二九年四月一七日 民生産業組合の債務補償について」(『昭和二九年決議録全』川本町議会事務局)。
- (70) 米軍の空襲によって日本国内で約五〇万人の一般市民が命を失った。当時親を失った子供たちは自活能力のないまま浮浪児生活を送り収容する施設も少なく路頭に迷う児童も多かった。また爆弾焼夷弾等の直撃を受け手足をものがれ、身体にも障害を残す人も多く未だにその痛みを抱えながら生活をしている実態がある。例えば名古屋で被害を受けた杉山千佐子氏はこれらの被害者を組織し、

一九七二年全国戦災傷害者連絡会（以下、全傷連）を立ち上げ、これらの人々の救済を求めている。全傷連は、二〇一〇年八月に結成された全国空襲被害者連絡協議会に合流した。